

「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」新旧対照表

(下線部分改訂:2026年5月1日より適用)

◆東海東京ポイントサービス利用約款(廃止)

新	旧
(削除)	<p>第1条(この約款の趣旨) 1. この約款は、東海東京証券株式会社(以下、「当社」といいます。)がお客様に対し、お取引状況等に応じてポイントを付与し、当該ポイントを当社所定の商品等と交換するサービス「東海東京ポイントサービス」(以下、「本サービス」といいます。)について、基本的事項を定めるものです。 2. お客様は、本サービスのご利用にあたっては、本サービスの内容を十分に理解し、この約款およびオンライントレード・コールセンター利用約款その他の当社各約款・規定並びに当社が定めるルール等に従い、お客様ご自身の判断と責任において本サービスをご利用いただくものとします。</p> <p>第2条(本サービスの対象者) 本サービスをご利用できるお客様は、「証券総合取引約款」第8章に定める「あんしん総合サービス」または「かんたんダイレクトサービス」(以下、両サービスにもとづく口座を「対象口座」といいます。)をご利用する個人のお客様ご本人に限ります。ただし、当社の判断によりご利用を制限させていただく場合があります。</p> <p>第3条(ポイントの付与条件) 1. 当社は、対象口座におけるオンライントレードまたはコールセンター取引によるお取引状況(以下、「お取引状況」といいます。)および当社が定めるサービスのお申込み状況に応じて当社所定の基準によりお客様にポイントを付与いたします。 2. 当社は、前項によるほか、当社所定の基準により、お客様にポイントを付与する場合があります。</p> <p>第4条(ポイントの算出) 当社は、お客様のお取引状況およびサービスお申込み状況を原則として日次で集計し、ポイントを算出します。なお、事務処理上の都合により、ポイント付与日が遅延または変更になる場合があります。</p> <p>第5条(ポイントの有効期限) 当社がお客様に付与したポイントの有効期限は、当社がお客様にポイントを付与した月の月末から起算し、年間(36ヶ月)とします。</p> <p>第6条(商品等との交換) 1. 当社は、当社所定の基準・方法により、お客様のポイントを商品等へ交換し、商品等へ交換したポイントを減算します。 2. ポイントの商品等への交換は、当社所定の方法に限らせていただきます。 3. お客様は、商品等に瑕疵・欠陥がある場合を除き、お届けした商品等の返品・取消・取替えはできません。 4. お客様は、交換を希望される商品等を選択、変更または中止するときは、当社所定の手続きに従うものとし、あらかじめその旨を了承するものとします。 5. お客様が交換を希望される商品等によっては、当社と当社の提携企業が、本サービスの実施に必要な範囲内のお客様の情報を共同利用することに同意していただく場合があります。 6. 当社は、第4項に定める手続きによることができない場合には、当社が任意に指定する商品等の提供またはお客様のポイントを蓄積する等の措置を行うことができるものとします。 7. 本サービスの最新情報は、当社ホームページをご参照ください。</p> <p>第7条(商品等の送付) 当社は、お客様へ商品等を送付するときは、「東海東京の証券総合取引約款」(以下、「証券総合取引約款」といいます。)に基づき届出されているご住所または電子メールアドレスへ当該商品等を発送いたします。</p> <p>第8条(ポイントの消滅) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、お客様に付与したポイントは消滅します。 (1) ポイントの有効期限を経過したとき。 (2) お客様が証券総合取引を解約されたとき。 (3) 当社が本サービスを終了したとき。 (4) お客様が死亡したとき。 (5) 証券総合取引約款第78条に基づき、証券総合取引約款が解約されたとき。 (6) その他、お客様に対して本サービスを提供することが不適当であると当社が判断したとき。</p> <p>第9条(税金等) ポイントと商品等との交換、商品等のご利用に伴い発生する税金等はお客様が負担するものとし、当社は一切それらを負担しないものとします。</p> <p>第10条(本サービスの終了・中止・変更) 1. お客様の証券総合取引が解約された場合、当社は本サービスを終了するものとします。 2. 当社は、お客様に予告することなく、本サービスを終了し、もしくは中止</p>

新	旧
	<p>し、または本サービスの内容を変更することができるものとし、お客様はあらかじめその旨を了承するものとします。</p> <p>第 11 条(譲渡・質入等の禁止) 1. お客様は、ポイントをご本人以外の第三者に譲渡、移転、貸与、共有、質入その他の処分を行うことができないものとします。 2. お客様は、ポイントを相続または贈与できないものとします。</p> <p>第 12 条(免責事項) 当社は、次に掲げるお客様または第三者の損害については、その責任を負わないものとします。 (1) お客様が当社への届出事項の変更手続きを行わなかったため、本サービスを利用することができなかったことにより生じた損害 (2) 第7条に規定する住所または電子メールアドレスに商品等を発送したにもかかわらず、宛先不明、受取り拒否、電子メールの受信エラー等により、その商品等をお届けできなかったことによる損害 (3) 第7条に規定する住所または電子メールアドレスに発送した商品等が有効期限内にご利用されず無効となったことによる損害 (4) 当社が本サービスを終了し、もしくは中止し、または本サービスの内容を変更したことによる損害 (5) その他当社の責に帰すことができない事由により発生した損害</p> <p>第 13 条(他の約款、規定の適用) この約款に定めのない事項については、「証券総合取引約款」その他の当社各約款・規定並びに当社が定めるルール等の定めに従うものとします。なお、「証券総合取引約款」その他の当社各約款・規定とこの約款の定めが異なる場合は、この約款の定めに従うものとします。</p> <p>第 14 条(合意管轄) お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>第 15 条(この約款の変更) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第 548 条の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p> <p>附則(2019年6月1日変更) この約款は、2019年6月1日よりお客様とのお取引に適用します。</p>